

広島県税規則等の一部を改正する規則（規則第二十九号）（税務課）

一 改正の要旨

- 1 地方税法の一部が改正されたことに伴い、不動産取得税に関する様式について必要な改正を行った。
- 2 その他必要な規定の整理を行った。

二 施行期日

平成二十八年四月一日